

事前照会での基本理念と基本方針に係る各委員の主な意見と対応等

資料3

基本理念・基本方針			事前照会委員意見	対応等
	ブロック			
	記載内容			
基本理念				
	(主題)	誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが※1」の実現	修正された「誰もがみんな」同じような意味の言葉が重ねて書かれており、しつこい感じがした。 「みんな」だけにしたいと思う 変更するなら、「みんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが※1」でよいのでは。	分科会で皆さんの御意見賜りたい。 【事務局案】 誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが※1」の実現
	(副題)	すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 「地域福祉※2」による共生社会の構築・充実	メインタイトルとサブタイトルの関係について、両方にめざす社会像が表現されているため、主副の関係がわかりにくい ため、サブタイトルの修正について検討をしてはどうか。 (とりあえずの修正案) ●メイン(再修正案のもの) 誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現 ●サブ(修正案1) 人を尊び、ともに生き、ともに支える社会づくりを通して ●サブ(修正案2) 人を尊び、ともに生き、ともに支える地域福祉の発展	分科会で皆さんの御意見賜りたい。 【事務局案】 すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 「地域福祉※2」による共生社会の構築・充実
	注意書き	※2 地域福祉 家族、近隣の人びと、知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、だれもが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、家族またはまちの一員として、安全で安心してくらしを送ることができるような状態を公私協働でつくっていくこと	ことばをわかりやすくすること、および、家族やまちに限定されない社会への所属もあるのではないかと考えるため。 (2行目以降) 最大限発揮し、だれもが人として尊ばれ、誇りをもって地域社会の一員として安全で安心してくらしを営むことができるような状態を公私協働でつくっていくこと。	以下、事務局案のとおり修正を考えています。 【事務局案】 最大限発揮し、誰もが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、地域社会の一員として、安全で安心してくらしを送ることができるような状態を公私協働でつくっていくこと
基本方針1				
	現状・課題			
		○ また、新型コロナウイルス感染症の流行を経るとともに、不確実性が高まる国際情勢などに起因する物価高騰により、課題を抱える人・世帯の増加や様々な課題が顕在化、深刻化しています。 ○ こうした状況を踏まえ、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例や滋賀県子ども基本条例の理念や内容を県民に周知することにより、多様な価値観を認め合い、つながり、支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。	新型コロナウイルス感染症の流行を経るとともに、不確実性が高まる国際情勢・・・と修正されたが、「経るとともに」というのがわかりにくい。 「新型コロナウイルス感染症の流行、不確実性が高まる国際情勢・・・」でよいのではないか。 「だれもが役割を持ち」と書かれているが、1ページ目は「誰も」と漢字になっている どちらかに統一した方が良い。	御意見のとおり修正を考えています。 【事務局案】 新型コロナウイルス感染症の流行、不確実性が高まる国際情勢などに起因する物価高騰により、・・・ 漢字で統一します。 ※基本方針2にある「だれ一人取り残さない」のフレーズは、そのまま使用します。
基本方針2				
基本方針3				

その他				
			行政計画なので、目標を実現するために実施する施策の位置づけがわかりやすいよう方針を整理するとよいと考えます。 ※現状では、基本方針1に重層的支援体制整備事業等が予定されているが、この事業の目的である包括的支援体制整備は、基本方針2の方が適している見える。 ※また、包括的支援体制の整備の主要事業として重層的支援体制整備事業があり、“重層”のなかには「地域づくり」事業もある。このように地域づくりや支え合いの事業化が今の施策の特徴。 ※しかし、施策のなかでの地域づくりと、地域における主体的な福祉コミュニティづくりは同一ではない。ついては、県民、民間による主体的な福祉活動の推進、福祉教育、まちづくりは基本方針を分けて整理をした方がよいと考える。	骨子概要のとおり修正します。
			【指標の追加】 ①県の基本構想に掲示されている指標のなかで共通するものをチョイスする。 ②同様に、レイカディアプラン、障害者プラン、子ども若者プラン等においても福祉として横ぐしを指して捉えた方がよいと思われる指標をチョイスする。	指標は、基本理念の「全体指標」、基本方針1～3に各指標をひとつずつ設定することとしたい。 ※基本構想等をもとに、経年で調査している項目で設定。

基本理念と基本方針の再修正としていない各委員の主な意見と考え方等

資料1-2

基本理念・基本方針			主な意見の内容	再修正しない理由等	事前照会委員意見
	ブロック	記載内容			
基本理念					
	(主題)	誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが※1」の実現			修正された「誰もがみんな」同じような意味の言葉が重ねて書かれており、しつこい感じがした。 「みんな」だけにしたいと思う 変更するなら、「みんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが※1」でよいのでは (石黒委員)
	(副題)	すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 「地域福祉※2」による共生社会の深化			メインタイトルとサブタイトルの関係について、両方にめざす社会像が表現されているため、主副の関係がわかりにくい ため、サブタイトルの修正について検討をしてはどうか。 (とりあえずの修正案) ●メイン(再修正案のもの) 誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現 ●サブ(修正案1) 人を尊び、ともに生き、ともに支える社会づくりを通して ●サブ(修正案2) 人を尊び、ともに生き、ともに支える 地域福祉の発展 (谷口委員)
	注意書き	※1 健康しが 「ひとの健康」「社会・経済の健康」「自然の健康」の全てが充足し、またこれら全てが複合的・有機的に連動して実現するもの	「健康しが」という言葉は、どうしても健康となると、私たちは身体の事に関するイメージが湧いてしまいます。 「健康しが」に込めた思いというのがとても素敵だなと思っています。 滋賀県はとても自然が豊かで素敵なおところだと思うので、その滋賀県がより健康であることが、私達の健康にも繋がるということを皆さんにも考えていただく機会になったら良い。 わかりやすい言葉で説明して県民に周知していくことが必要。	○全ての分野での「健康しが」の実現に向けた取組を県民と進めていくという思いも込めてこの表現を使用させていただく。 ○ただし、県民にさらにわかりやすい説明が注記等でできないか検討する。	
		※2 地域福祉 家族、近隣の人びと、知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、だれもが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、家族およびまちの一員として、安全で安心したくらしを送ることができるような状態を公私協働でつくっていくこと	「ともに生き、ともに支える」という言葉が、私はすごくやさしい表現であるが、狭い福祉の話とも捉えられず、言葉として好感を持ち、地域福祉支援計画は県の福祉分野の基本的な計画として位置づけるという話なので、提案いたしました。	○計画本文中にいれることができるかを検討する。	ことばをわかりやすくすること、および、家族やまちに限定されない社会への所属もあるのではないかと考えるため。 (2行目以降) 最大限発揮し、だれもが人として尊ばれ、誇りをもって地域社会の一員として安全で安心したくらしを営むことができるような状態を公私協働でつくっていくこと (谷口委員)
基本方針1					
		地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進			
	取り組みの方向性				
		地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え、支えられるという支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指します。	「参画」という言葉は「参加」の方が良いと思っております。 「参画」していただくのと「参加」するというのはイメージや意味も少し違うかと思います。重層的支援でも参加支援というのもありますので、そこを中心に包括的な支援体制が進められるといいのかなと思っています。	○社会福祉法第4条(地域福祉の推進)において、「参加」と記載がある一方で国の地域共生社会の説明では「参画」も使用されている。 ○ここでは、単なる参加ということではなく、より目的や主体性を持って参加する意味を含む参画という表現を使用させていただく。	

現状・課題				
	○ 近年、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野ごとの福祉制度は充実する一方で、少子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯や身寄りのない高齢者の増加などにより、既存の制度では対応しきれない地域生活課題が顕在化しています。 ○ また、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、課題を抱える人・世帯の増加や様々な課題が顕在化、深刻化しています。			新型コロナウイルス感染症の流行を経るとともに、不確実性が高まる国際情勢・・」と修正されたが、「経るとともに」というのがわかりにくい 「新型コロナウイルス感染症の流行、不確実性が高まる国際情勢・・」でよいのではないか。 (石黒委員)
	○ こうした状況を踏まえ、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例や滋賀県子ども基本条例の理念や内容を県民に周知することにより、多様な価値観を認め合い、つながり、支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。	認知症の基本計画等を滋賀県のこども基本条例の次あたりに記載すると、より県民の皆様が認知症の方が住みやすい滋賀県であると周知できるので、非常に良くなるかなと	○現状、県の認知症の基本計画は策定されていないため。 ○ただし、計画本文において、認知症に関する取り組みを説明する際の前置きとして、県の計画策定等にかかる現状が追記できないか検討する。	「だれもが役割を持ち」と書かれているが、1ページ目は「誰も」と漢字になっている どちらかに統一した方が良い。 (石黒委員)
	○ さらに令和2年の改正社会福祉法において、複合・複雑化した支援ニーズに対応するために重層的支援体制整備事業が規定され、県内市町で包括的に支援が提供される体制整備が進んでおり、今後も広げる必要があります。			
	○ 罪を犯した人も地域で安心して暮らすことできるよう、地域の関係機関・団体が社会資源を提供し合い、立ち直り支援のための連携構築を目指した「滋賀KANAMEプロジェクト」が関係団体で進められています。			
	○ 今後、人口減少が避けられない中で、地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉を社会福祉施策の中心として位置付け、だれもが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組む必要があります。			
基本方針2				
取組の方向性				
	滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築します。			
現状・課題				
	○ 複合・複雑化する地域生活課題の解決を図るためには、必要な専門的知識や社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、地域団体、企業、行政等あらゆる主体の参画と協働が必要です。			
	また、だれもが必要な福祉の制度やサービスを知り、本人の意思が十分に尊重された適切な支援を受けることができる環境整備を進める必要があります。			
	○ そのためには、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置づけられている社会福祉協議会の専門的知識や技能・技術が不可欠です。			

● 「子どもも含め他より県民が理解しやすい表現とする」という確認をしたので、表現はできるだけ簡単な言葉を使うべきだと思います。
(石黒委員)

指標の追加
①県の基本構想に掲示されている指標のなかで共通するものをチョイスする。
②同様に、レイカディアプラン、障害者プラン、子ども若者プラン等においても福祉として横ぐしを指して捉えた方がよいと思われる指標をチョイスする。
(谷口委員)

行政計画なので、目標を実現するために実施する施策の位置づけがわかりやすいよう方針を整理するとよいと考えます。

※現状では、基本方針1に重層的支援体制整備事業等が予定されているが、この事業の目的である包括的支援体制整備は、基本方針2の方が適している見える。

※また、包括的支援体制整備の主要事業として重層的支援体制整備事業があり、“重層”のなかには「地域づくり」事業もある。このように地域づくりや支え合いの事業化が今の施策の特徴。

※しかし、施策のなかでの地域づくりと、地域における主体的な福祉コミュニティづくりは同一ではない。ついては、県民、民間による主体的な福祉活動の推進、福祉教育、まちづくりは基本方針を分けて整理をした方がよいと考える。
(谷口委員)

		○ また、社会福祉法人も、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、社会的孤立や子どもの貧困問題等の今日的な地域生活課題の解決を図るための実践者として重要な役割が期待されています。			
		○ さらに、令和6年の能登半島地震で明らかとなった課題の一つである高齢者や障害者などが避難しやすい環境整備など要配慮者への支援体制の構築・進化や、令和7年6月に改正された災害救助法において、救助の種類に「福祉的な支援」が含まれたことなどを受け、本県の災害時要配慮者支援体制も再度確認を進めていく必要があります。			
		○ 行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民、社会福祉協議会やその他社会福祉法人等とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービスとしてつくっていくことが必要です。	高齢者や障害者の方へのICT化が進んでおりまして、デジタルデバインド(情報格差)の解消に向けた取り組みも記載いただけると良いと思います。 県でも様々なDX化を進めていただいて、情報弱者の方への取り組みをしていただいていると思いますが、情報弱者の方を作らない、地域の中で支えていくという内容を記載いただけると、さらに良い	○ICT化、DX化が進む中で情報弱者への取組は大切であるため、計画本文の取組の中で記載ができないか検討する。	
基本方針3					
		教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりおよび活躍の推進	基本方針3の「滋賀の福祉人」という言葉は、私はとても好きな言葉ですが、県民の方にとって、福祉人というのが伝わるか。この部分は少し具体を示していく方が県民の皆さんにとってはわかりやすいと思いました	○「滋賀の福祉人とは」というようなイメージで説明注記やコラム化等を検討する。	
	取組の方向性				
		地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合・複雑化する地域生活課題に対応ができる人材の育成を支援、活躍を推進します。			
	現状・課題				
		○ 地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保、育成は地域福祉の推進にあたり大変重要なことです。このため、高い人権意識と専門的な知識・技能を持った人材の確保および資質の向上に積極的に取り組む必要があります。	振り返ると人権について考えたり、何か意識を持ったりという機会があまり無かったような気がします。人権が自然に当たり前のようになっているもので、何となく認識はしているけれど深く考えたことが無い方が多いかなと思いますので、人権について考える時間ができたらいいなと思いました。 人権は何かと考えると結局、答えが出ないので、小学生とか中学生とかに対して、そうした教育も確かに大事ですが、自分がされて嫌なことはしないとか、相手に対して思いやりを持って接するとか、言葉として難しく考えなくても、まず自分が相手の立場に立つて考えることが、結果的に人権を尊重することに繋がると思います。 人権の話が議論されていますが、地域福祉では、「ハラスメント」が起りやすいと思っています。年上から年下、男性から女性に対して、滋賀県では社会的にも注目も受けるような事件もありましたから、やはりハラスメントを許さない、ハラスメントがないと明文化する必要があると思います。	○実際の取組において、何ができるかを検討した上で、必要に応じて計画本文中の取組等に記載する。	

		○また、確保および育成とともに人材の定着も一体的に取り組む必要があり、特に地域福祉を支える人材である支援者に対する支援である、業務負担の軽減などの取組を進めていく必要があります。			
		福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応し得る断らない、複合・複雑化する支援ニーズに気付き、対応できる福祉人材の育成やその人材が職場や地域で活躍できる環境整備も大切です。	福祉のリーダー養成等について、職員を参加させたいと思いますが、人手や金銭面に余裕のない福祉現場からすると、参加させることができない。 そういった部分を考えていただかないと、小さい団体が排除され、大きい余裕のある団体だけが、リーダー養成や活躍の場を作っていくことを県が推奨するのは違うのではないかと思います。 もう少し、参加費や人手不足についても検討していただかないと、取組自体は良いと思いますが、現場との感覚のずれを感じています。	○様々な事業所や団体に対する支援であり、研修支援の取組、オンラインや複数年で研修受講が可能等の受講しやすい研修の実施など、必要に応じて計画本文に取組として記載ができないか検討する。	
		○また、福祉の人材の育成には、幼少期から福祉の心を育てることが大切であり、福祉を支える基盤となる人材を育成するために、教育分野との多様な連携に努めることが重要です。	子どもたちにどう伝えていくかというのを考えており、教育分野の方と連携していくというのは、すごく重要ですが、子どもを支援する団体や居場所を作っておられる方々もおりますので、教育と福祉的な居場所、子供の居場所というのが何か明記できると良い。 人権の問題は、子どもたちが萎縮してしまうということもあります。子どもたちは、自分のことを見て欲しい、関心を持って欲しいと感じていると思います。今は、親も忙しく、子どもとなかなか向き合う時間がないとも感じました。 そういった子どもたちが大人になるにあたって、デジタル化やICT化が進んでおり、ひきこもりの若者たちはSNSで他者と繋がっているため、そこで相談をよくしているようですが、顔の見えない関係のため、自分本位の考え方になってしまうことが往々にしてある、そういったことに対しても考えていく必要がある。 「福祉の心」に関して、福祉の専門家の思いと教育現場での使い方にかなり違いがある。 教育現場では、「福祉の心」というのは、かわいそうな人を助けようとか、上から下へ恵んであげるといった感覚がすごく強いので、「福祉の心」も私は「人権」や「幸せ」という言葉に変えるなど、また、多様な連携の前に教育現場のリサーチをした方がいいと思います。特に子どもの福祉は完全に忘れられてる。	○実際の取組に対する意見と考えられ、計画本文での記載ができないか検討する。	
その他					
		県で次期地域福祉支援計画が策定されるので、市町にも説明していただく機会があればいいと思います。 各市町の社会福祉協議会で策定されている地域活動計画もあり、それらと県の次期計画が連動したらいいと思います。 知らない人が多く、広く伝わっていないと思います。 様々な取組などを考えていただいているのはよく理解できますが、本当に必要な人のところに届いているかということは疑問 この計画自体が子どもから高齢者の方までわかりやすいような内容になったらいいと思います。	○今後、計画を策定する経過においても、市町だけではなく、子どもから高齢者まで広く知ってもらう方法を検討し、計画策定を進める必要がある。		

			福祉というと、子どもや障害者、お年寄りになりがちだけれど、今はオールマイティーで、その真ん中の若者たちにも目を向ける時代ではないか		
			基本方針1から3に関わることで、大きい話を申し上げますが基本方針1、2、3の立て方について、具体的な取組を描いていくときに、難しいなと感じてしまいます。 具体的に言うと、基本方針1の範囲が広すぎて、基本方針2に記載することがすごく狭い福祉サービスに限定されてしまうと感じます 分野の制度を繋ぐ役割を地域福祉支援計画に盛り込んでいこうと思うと、私は方針が四つにわかれるのが良いかと考えます。 一つ目に、今の基本方針1と2を併せ持ったようなことになりますが、「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる重層的で包括的なセーフティーネットの拡充」という柱で、そこに権利擁護、生活困窮、ケアラー支援などの様々な課題への対応として、盛り込むのが良いと思いました。 現在、課題ごとに法律が制定されており、それに基づく計画もたくさん策定されていますので、そうしたものを繋げることをどこに書くかとなると、複雑になるよりは、セーフティーネットという言葉が適当かはわかりませんが、重層的で包括的な、そういうセーフティーネットを広げていく、作っていくというのを一つ目として置くことを考えます。 二つ目が、「滋養の福祉人」という柱で、これは専門職でなく人づくりとして、そこには民生委員児童委員、保護司、ボランティア、介護・福祉の従事者という多様な人づくり、福祉人づくりとします。 三つ目に、「社会福祉を支える基盤の強化」という柱で、そこに社会福祉法人、社協、地域のコミュニティというのを基盤としてどのように作り、どのように強化していくかということを盛り込むこととします。 最後に、「市町支援」という柱で、県としての役割として、市町の計画策定や事業推進を制度ごとに支援する。	○現行では、基本方針1は共助、基本方針2は公助となっており、現状の柱建ての中で各取組を整理していくこととする。 ○「市町支援」の柱は、他の計画でもしているように計画の中で基本理念・基本方針とは別で章建て等をして記載することとする。	

基本理念と基本方針の再修正としていない各委員の主な意見と考え方等

資料1-2

基本理念・基本方針			主な意見の内容	再修正しない理由等
ブロック				
	記載内容			
基本理念				
	(主題)			
	(副題)			
	注意書き	※1 健康しが 「ひとの健康」「社会・経済の健康」「自然の健康」の全てが充足し、またこれら全てが複合的・有機的に連動して実現するもの	「健康しが」という言葉は、どうしても健康となると、私たちは身体の事に関するイメージが湧いてしまいます。 「健康しが」に込めた思いというのがとても素敵だなと思っています。 滋賀県はとても自然が豊かで素敵なおところだと思うので、その滋賀県がより健康であることが、私達の健康にも繋がるということを皆さんにも考えていただく機会になったら良い。 わかりやすい言葉で説明して県民に周知していくことが必要。	○全ての分野での「健康しが」の実現に向けた取組を県民と進めていくという思いも込めてこの表現を使用させていただく。 ○ただし、県民にさらにわかりやすい説明が注記等でできないか検討する。
		※2 地域福祉 家族、近隣の人びと、知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、だれもが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、家族およびまちの一員として、安全で安心したくらしを送ることができるような状態を公私協働でつくっていくこと	「ともに生き、ともに支える」という言葉が、私はすごくやさしい表現であるが、狭い福祉の話とも捉えられず、言葉として好感を持ち、地域福祉支援計画は県の福祉分野の基本的な計画として位置づけるという話なので、提案いたしました。	○計画本文中にいれることができるかを検討する。
基本方針1				
	取り組みの方向性			
		地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え、支えられるという支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指します。	「参画」という言葉は「参加」の方が良いと思っています。 「参画」していただくのと「参加」するというのはイメージや意味も少し違うかと思います。重層的支援でも参加支援というのがありますので、そこを中心に包括的な支援体制が進められるといいのかなと思っています。	○社会福祉法第4条(地域福祉の推進)において、「参加」と記載がある一方で国の地域共生社会の説明では「参画」も使用されている。 ○ここでは、単なる参加ということだけでなく、より目的や主体性を持って参加する意味を含む参画という表現を使用させていただく。

現状・課題			
	○ こうした状況を踏まえ、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例や滋賀県子ども基本条例の理念や内容を県民に周知することにより、多様な価値観を認め合い、つながり、支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。	認知症の基本計画等を滋賀県のこども基本条例の次あたりに記載すると、より県民の皆様に認知症の方が住みやすい滋賀県であると周知できるので、非常に良くなるかなと	○現状、県の認知症の基本計画は策定されていないため、文言としては追記しない。 ○ただし、計画本文において、認知症に関する取り組みを説明する際の前置きとして、県の計画策定等にかかる現状が追記できないか検討する。
基本方針2			
取組の方向性			
現状・課題			
	○ 行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民、社会福祉協議会やその他社会福祉法人等とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービスとしてつくっていく必要があります。	高齢者や障害者の方へのICT化が進んでおりまして、デジタルデバインド(情報格差)の解消に向けた取り組みも記載いただけると良いと思います。 県でも様々なDX化を進めていただいて、情報弱者の方への取り組みをしていただいていると思いますが、情報弱者の方を作らない、地域の中で支えていくという内容を記載いただけると、さらに良い	○ICT化、DX化が進む中で情報弱者への取組は大切であるため、計画本文の取組の中で記載ができないか検討する。
基本方針3			
	教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりおよび活躍の推進	基本方針3の「滋賀の福祉人」という言葉は、私はとても好きな言葉ですが、県民の方にとって、福祉人というのが伝わるか。この部分は少し具体を示していく方が県民の皆さんにとってはわかりやすいと思いました	○「滋賀の福祉人とは」というようなイメージで説明注記やコラム化等を検討する。
取組の方向性			
現状・課題			
	○ 地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保、育成は地域福祉の推進にあたり大変重要なことです。このため、<u>高い人権意識と専門的な知識・技能を持った人材の確保</u>および資質の向上に積極的に取り組む必要があります。	振り返ると人権について考えたり、何か意識を持ったりという機会があまり無かったような気がします。人権が自然に当たり前のように持っているもので、何となく認識はしているけれど深く考えたことが無い方が多いかなと思いますので、人権について考える時間ができたらいいなと思いました。 人権は何かと考えると結局、答えが出ないので、小学生とか中学生とかに対して、そうした教育も確かに大事ですが、自分がされて嫌なことはしないとか、相手に対して思いやりを持って接するとか、言葉として難しく考えなくても、まず自分が相手の立場に立って考えることが、結果的に人権を尊重することに繋がると思います。 人権の話が議論されていますが、地域福祉では、「ハラスメント」が起りやすいと思っています。年上から年下、男性から女性に対して、滋賀県では社会的にも注目も受けるような事件もありましたから、やはりハラスメントを許さない、ハラスメントがないと明文化する必要があります。	○実際の取組において、何ができるかを検討した上で、必要に応じて計画本文中の取組等に記載する。

	福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応し得る断らない、複合・複雑化する支援ニーズに気づき、対応できる福祉人材の育成やその人材が職場や地域で活躍できる環境整備も大切です。	福祉のリーダー養成等について、職員を参加させたいと思いますが、人手や金銭面に余裕のない福祉現場からすると、参加させることができない。 そういった部分を考えていただかないと、小さい団体が排除され、大きい余裕のある団体だけが、リーダー養成や活躍の場を作っていくことを県が推奨するのは違うのではないかと思います。 もう少し、参加費や人手不足についても検討していただかないと、取組自体は良いと思いますが、現場との感覚のずれを感じています。	○様々な事業所や団体に対する支援であり、研修支援の取組、オンラインや複数年で研修受講が可能等の受講しやすい研修の実施など、必要に応じて計画本文に取組として記載ができないか検討する。
	○ また、福祉の人材の育成には、幼少期から福祉の心を育てることが大切であり、福祉を支える基盤となる人材を育成するために、教育分野との多様な連携に努めることが重要です。	子どもたちにどう伝えていくかというのを考えており、教育分野の方と連携していくというのは、すごく重要ですが、子どもを支援する団体や居場所を作っておられる方々もおりますので、教育と福祉的な居場所、子供の居場所というのが何か明記できると良い。 人権の問題は、子どもたちが萎縮してしまうということもあります。子どもたちは、自分のことを見て欲しい、関心を持って欲しいと感じていると思います。今は、親も忙しく、子どもとなかなか向き合う時間がないとも感じました。 そういった子どもたちが大人になるにあたって、デジタル化やICT化が進んでおり、ひきこもりの若者たちはSNSで他者と繋がっているため、そこで相談をよくしているようですが、顔の見えない関係のため、自分本位の考え方になってしまうことが往々にしてある、そういったことに対しても考えていく必要がある。 「福祉の心」に関して、福祉の専門家の思いと教育現場での使い方にかなり違いがある。 教育現場では、「福祉の心」というのは、かわいそうな人を助けようとか、上から下へ恵んであげるといった感覚がすごく強いので、「福祉の心」も私は「人権」や「幸せ」という言葉に変えるなど、また、多様な連携の前に教育現場のリサーチをした方がいいと思います。 特に子どもの福祉は完全に忘れられいてる。	○実際の取組に対する意見と考えられ、計画本文での記載ができないか検討する。

その他				
			県で次期地域福祉支援計画が策定されるので、市町にも説明していただく機会があればいいと思います。 各市町の社会福祉協議会で策定されている地域活動計画もあり、それらと県の次期計画が連動したらいいと思います 知らない人が多く、広く伝わっていないと思います。 様々な取組などを考えていただいているのはよく理解できますが、本当に必要な人のところに届いているかということは疑問 この計画自体が子どもから高齢者の方までわかりやすいような内容になったらいいと思います。	○今後も、市町に対する説明や意見聴取を行っていくとともに、様々な取組についてわかりやすく伝えられるよう、現場の実践のコラムを随所に取り入れるなど工夫して計画を策定する。
			基本方針1から3に関わることで、大きい話を申し上げますが基本方針1、2、3の立て方について、具体的な取組を描いていくときに、難しいなと感じてしまいます。 具体的に言うと、基本方針1の範囲が広すぎて、基本方針2に記載することがすごく狭い福祉サービスに限定されてしまうと感じます 分野の制度を繋ぐ役割を地域福祉支援計画に盛り込んでいこうと思うと、私は方針が四つにわかれるのが良いかと考えます。 一つ目に、今の基本方針1と2を併せ持ったようなことになりませんが、「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる重層的で包括的なセーフティーネットの拡充」という柱で、そこに権利擁護、生活困窮、ケアラー支援などの様々な課題への対応として、盛り込むのが良いと思いました。 現在、課題ごとに法律が制定されており、それに基づく計画もたくさん策定されていますので、そうしたものを繋げることをどこに書くかとなると、複雑になるよりは、セーフティーネットという言葉が適当かはわかりませんが、重層的で包括的な、そういうセーフティーネットを広げていく、作っていくというのを一つ目として置くことを考えます。 二つ目が、「滋賀の福祉人」という柱で、これは専門職でなく人づくりとして、そこには民生委員児童委員、保護司、ボランティア、介護・福祉の従事者という多様な人づくり、福祉人づくりとします。 三つ目に、「社会福祉を支える基盤の強化」という柱で、そこに社会福祉法人、社協、地域のコミュニティというのを基盤としてどのように作り、どのように強化していくかということを盛り込むこととします。 最後に、「市町支援」という柱で、県としての役割として、市町の計画策定や事業推進を制度ごとに支援する。	○現行では、基本方針1は共助、基本方針2は公助となっており、現状の柱建ての中で各取組を整理していくこととする。 ○「市町支援」の柱は、他の計画でもしているように計画の中で基本理念・基本方針とは別で章建て等をして記載することとする。

基本理念と基本方針の再修正としていない各委員の主な意見と考え方等

資料1-2

基本理念・基本方針		主な意見の内容	再修正しない理由等	
ブロック				
	記載内容			
基本理念				
	(主題)	誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが※1」の実現		
	(副題)	すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 「地域福祉※2」による共生社会の深化		
	注意書き	※1 健康しが 「ひとの健康」「社会・経済の健康」「自然の健康」の全てが充足し、またこれら全てが複合的・有機的に連動して実現するもの	「健康しが」という言葉は、どうしても健康となると、私たちは身体の事に関するイメージが湧いてしまいます。 「健康しが」に込めた思いというのがとても素敵だなと思っています。 滋賀県はとても自然が豊かで素敵なおところだと思うので、その滋賀県がより健康であることが、私達の健康にも繋がるということを皆さんにも考えていただく機会になったら良い。 わかりやすい言葉で説明して県民に周知していくことが必要。	○全ての分野での「健康しが」の実現に向けた取組を県民と進めていくという思いも込めてこの表現を使用させていただく。 ○ただし、県民にさらにわかりやすい説明が注記等でできないか検討する。
		※2 地域福祉 家族、近隣の人びと、知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、だれもが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、家族およびまちの一員として、安全で安心したくらしを送ることができるような状態を公私協働でつくっていくこと	「ともに生き、ともに支える」という言葉が、私はすごくやさしい表現であるが、狭い福祉の話とも捉えられず、言葉として好感を持ち、地域福祉支援計画は県の福祉分野の基本的な計画として位置づけるという話なので、提案いたしました。	○計画本文中に入れることができるかを検討する。
基本方針1				
		地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進		
	取り組みの方向性			
		地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え、支えられるという支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指します。	「参画」という言葉は「参加」の方が良いと思っています。 「参画」していただくのと「参加」するというのはイメージや意味も少し違うかと思ひます。重層的支援でも参加支援というのがありますので、そこを中心に包括的な支援体制が進められるといいのかなと思っています。	○社会福祉法第4条(地域福祉の推進)において、「参加」と記載がある一方で国の地域共生社会の説明では「参画」も使用されている。 ○ここでは、単なる参加ということではなく、より目的や主体性を持って参加する意味を含む参画という表現を使用させていただく。

現状・課題			
	○ 近年、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野ごとの福祉制度は充実する一方で、少子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯や身寄りのない高齢者の増加などにより、既存の制度では対応しきれない地域生活課題が顕在化しています。 ○ また、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、課題を抱える人・世帯の増加や様々な課題が顕在化、深刻化しています。		
	○ こうした状況を踏まえ、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例や滋賀県子ども基本条例の理念や内容を県民に周知することにより、多様な価値観を認め合い、つながり、支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。	認知症の基本計画等を滋賀県のこども基本条例の次あたりに記載すると、より県民の皆様に認知症の方が住みやすい滋賀県であると周知できるので、非常に良くなるかなと	○ 現状、県の認知症の基本計画は策定されていないため。 ○ ただし、計画本文において、認知症に関する取り組みを説明する際の前置きとして、県の計画策定等にかかる現状が追記できないか検討する。
	○ さらに令和2年の改正社会福祉法において、複合・複雑化した支援ニーズに対応するために重層的支援体制整備事業が規定され、県内市町で包括的に支援が提供される体制整備が進んでおり、今後も広げる必要があります。		
	○ 罪を犯した人も地域で安心して暮らすことできるよう、地域の関係機関・団体が社会資源を提供し合い、立ち直り支援のための連携構築を目指した「滋賀KANAMEプロジェクト」が関係団体で進められています。		
	○ 今後、人口減少が避けられない中で、地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉を社会福祉施策の中心として位置付け、だれもが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。		
基本方針2			
取組の方向性			
	滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築します。		
現状・課題			
	○ 複合・複雑化する地域生活課題の解決を図るためには、必要な専門的知識や社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、地域団体、企業、行政等あらゆる主体の参画と協働が必要です。		
	また、だれもが必要な福祉の制度やサービスを知り、本人の意思が十分に尊重された適切な支援を受けることができる環境整備を進める必要があります。		
	○ そのためには、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置づけられている社会福祉協議会の専門的知識や技能・技術が不可欠です。		

	○ また、社会福祉法人も、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、社会的孤立や子どもの貧困問題等の今日的な地域生活課題の解決を図るための実践者として重要な役割が期待されています。 ○ さらに、令和6年の能登半島地震で明らかとなった課題の一つである高齢者や障害者などが避難しやすい環境整備など要配慮者への支援体制の構築・進化や、令和7年6月に改正された災害救助法において、救助の種類に「福祉的な支援」が含まれたことなどを受け、本県の災害時要配慮者支援体制も再度確認を進めていく必要があります。 ○ 行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民、社会福祉協議会やその他社会福祉法人等とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービスとしてつくっていくことが必要です。	高齢者や障害者の方へのICT化が進んでおりまして、デジタルデバイド(情報格差)の解消に向けた取り組みも記載いただけると良いと思います。 県でも様々なDX化を進めていただいて、情報弱者の方への取り組みをしていただいていると思いますが、情報弱者の方を作らない、地域の中で支えていくという内容を記載いただけると、さらに良い	○ICT化、DX化が進む中で情報弱者への取組は大切であるため、計画本文の取組の中で記載ができないか検討する。
基本方針3			
	教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりおよび活躍の推進	基本方針3の「滋賀の福祉人」という言葉は、私はとても好きな言葉ですが、県民の方にとって、福祉人というのが伝わるか。この部分は少し具体を示していく方が県民の皆さんにとってはわかりやすいと思いました	○「滋賀の福祉人とは」というようなイメージで説明注記やコラム化等を検討する。
取組の方向性			
	地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合・複雑化する地域生活課題に対応ができる人材の育成を支援、活躍を推進します。		
現状・課題			
	○ 地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保、育成は地域福祉の推進にあたり大変重要なことです。このため、高い人権意識と専門的な知識・技能を持った人材の確保および資質の向上に積極的に取り組む必要があります。	振り返ると人権について考えたり、何か意識を持ったりという機会があまり無かったような気がします。人権が自然に当たり前のようになっているもので、何となく認識はしているけれど深く考えたことが無い方が多いかなと思いますので、人権について考える時間ができたらいいなと思いました。 人権は何かと考えると結局、答えが出ないので、小学生とか中学生とかに対して、そうした教育も確かに大事ですが、自分がされて嫌なことはしないとか、相手に対して思いやりを持って接するとか、言葉として難しく考えなくても、まず自分が相手の立場に立って考えることが、結果的に人権を尊重することに繋がると思います。 人権の話が議論されていますが、地域福祉では、「ハラスメント」が起りやすいと思っています。年上から年下、男性から女性に対して、滋賀県では社会的にも注目も受けるような事件もありましたから、やはりハラスメントを許さない、ハラスメントがないと明文化する必要があると思います。	○実際の取組において、何ができるかを検討した上で、必要に応じて計画本文中の取組等に記載する。

		○また、確保および育成とともに人材の定着も一体的に取り組む必要があり、特に地域福祉を支える人材である支援者に対する支援である、業務負担の軽減などの取組を進めていく必要があります。		
		福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応し得る断らない、複合・複雑化する支援ニーズに気付き、対応できる福祉人材の育成やその人材が職場や地域で活躍できる環境整備も大切です。	福祉のリーダー養成等について、職員を参加させたいと思いますが、人手や金銭面に余裕のない福祉現場からすると、参加させることができない。 そういった部分を考えていただかないと、小さい団体が排除され、大きい余裕のある団体だけが、リーダー養成や活躍の場を作っていくことを県が推奨するのは違うのではないかと思います。 もう少し、参加費や人手不足についても検討していただかないと、取組自体は良いと思いますが、現場との感覚のずれを感じています。	○様々な事業所や団体に対する支援であり、研修支援の取組、オンラインや複数年で研修受講が可能等の受講しやすい研修の実施など、必要に応じて計画本文に取組として記載ができないか検討する。
		○また、福祉の人材の育成には、幼少期から福祉の心を育てることが大切であり、福祉を支える基盤となる人材を育成するために、教育分野との多様な連携に努めることが重要です。	子どもたちにどう伝えていくかというのを考えており、教育分野の方と連携していくというのは、すごく重要ですが、子どもを支援する団体や居場所を作っておられる方々もおりますので、教育と福祉的な居場所、子供の居場所というのが何か明記できると良い。 人権の問題は、子どもたちが萎縮してしまうということもあります。子どもたちは、自分のことを見て欲しい、関心を持って欲しいと感じていると思います。今は、親も忙しく、子どもとなかなか向き合う時間がないとも感じました。 そういった子どもたちが大人になるにあたって、デジタル化やICT化が進んでおり、ひきこもりの若者たちはSNSで他者と繋がっているため、そこで相談をよくしているようですが、顔の見えない関係のため、自分本位の考え方になってしまうことが往々にしてある、そういったことに対しても考えていく必要がある。 「福祉の心」に関して、福祉の専門家の思いと教育現場での使い方にかなり違いがある。 教育現場では、「福祉の心」というのは、かわいそうな人を助けようとか、上から下へ恵んであげるといった感覚がすごく強いので、「福祉の心」も私は「人権」や「幸せ」という言葉に変えるなど、また、多様な連携の前に教育現場のリサーチをした方がいいと思います。特に子どもの福祉は完全に忘れられてる。	○実際の取組に対する意見と考えられ、計画本文での記載ができないか検討する。
その他				
			県で次期地域福祉支援計画が策定されるので、市町にも説明していただく機会があればいいと思います。 各市町の社会福祉協議会で策定されている地域活動計画もあり、それらと県の次期計画が連動したらいいいと思います 知らない人が多く、広く伝わっていないと思います。 様々な取組などを考えていただいているのはよく理解できますが、本当に必要な人のところに届いているかということは疑問 この計画自体が子どもから高齢者の方までわかりやすいような内容になったらいいいと思います。	○今後、計画を策定する経過においても、市町だけではなく、子どもから高齢者まで広く知ってもらう方法を検討し、計画策定を進める必要がある。

			福祉というと、子どもや障害者、お年寄りになりがちだけれど、今はオールマイティーで、その真ん中の若者たちにも目を向ける時代ではないか	
			基本方針1から3に関わることで、大きい話を申し上げますが基本方針1、2、3の立て方について、具体的な取組を描いていくときに、難しいなと感じてしまいます。 具体的に言うと、基本方針1の範囲が広すぎて、基本方針2に記載することがすごく狭い福祉サービスに限定されてしまうと感じます 分野の制度を繋ぐ役割を地域福祉支援計画に盛り込んでいこうと思うと、私は方針が四つにわかれるのが良いかと考えます。 一つ目に、今の基本方針1と2を併せ持ったようなことになりますが、「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる重層的で包括的なセーフティーネットの拡充」という柱で、そこに権利擁護、生活困窮、ケアラー支援などの様々な課題への対応として、盛り込むのが良いと思いました。 現在、課題ごとに法律が制定されており、それに基づく計画もたくさん策定されていますので、そうしたものを繋げることをどこに書くかとなると、複雑になるよりは、セーフティーネットという言葉が適当かはわかりませんが、重層的で包括的な、そういうセーフティーネットを広げていく、作っていくというのを一つ目として置くことを考えます。 二つ目が、「滋養の福祉人」という柱で、これは専門職でなく人づくりとして、そこには民生委員児童委員、保護司、ボランティア、介護・福祉の従事者という多様な人づくり、福祉人づくりとします。 三つ目に、「社会福祉を支える基盤の強化」という柱で、そこに社会福祉法人、社協、地域のコミュニティというのを基盤としてどのように作り、どのように強化していくかということを盛り込むこととします。 最後に、「市町支援」という柱で、県としての役割として、市町の計画策定や事業推進を制度ごとに支援する。	○現行では、基本方針1は共助、基本方針2は公助となっており、現状の柱建ての中で各取組を整理していくこととする。 ○「市町支援」の柱は、他の計画でもしているように計画の中で基本理念・基本方針とは別で章建て等をして記載することとする。